金融検査マニュアル新旧対照表

改定前 改定後 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト 流動性リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I. 経営陣による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況 I. 経営陣による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況 【検証ポイント】 【検証ポイント】 (略) (略) 1. 方針の策定 1. 方針の策定 ①~② (略) ①~② (略) ③【流動性リスク管理方針の整備・周知】 ③【流動性リスク管理方針の整備・周知】 取締役会は、流動性リスク管理に関する方針(以下「流動性リスク管理 取締役会は、流動性リスク管理に関する方針(以下「流動性リスク管理 方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の 方針」という。)を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の 項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。 項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。 ・ 流動性リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任 ・ 流動性リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任 ・ 流動性リスク管理に関する部門(以下「流動性リスク管理部門」と ・ 流動性リスク管理に関する部門(以下「流動性リスク管理部門」と いう。)及び資金繰り運営に関する部門(以下「資金繰り管理部門」 いう。)及び資金繰り運営に関する部門(以下「資金繰り管理部門」 という。)の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針 という。)の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針 ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する方針 ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する方針 ・ 流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任の分担に関 ・ 流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門の役割・責任の分担に関 する方針 する方針 ・ 流動性リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減 ・ 流動性リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減 に関する方針 に関する方針 • 流動性危機管理に関する方針 • 流動性危機管理に関する方針 ・ 流動性カバレッジ比率の算定に関する方針 (新設) ④ (略) 4) (略)

2. 内部規程・組織体制の整備

2. 内部規程・組織体制の整備

改定前

①~④ (略) (新設)

⑤~⑥ (略)

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領(以下「内部監査実施要領」という。)並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。 例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- 流動性リスク管理態勢の整備状況
- ・ 流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 流動性リスク管理システム の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った流動性リスク管理プロセスの適切性
- 流動性リスク分析・評価方法、仮定等の妥当性
- ・ 流動性リスク計量方法 (手法、前提条件等) の妥当性 (流動性リスクを計量している場合)
- 流動性危機管理の有効性 (新設)
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧ (略)

3. (略)

Ⅱ. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

改定後

①~④ (略)

⑤【情報開示】

取締役会等は、法令等に定める流動性に係る経営の健全性の状況に関する情報開示について、その趣旨を十分に踏まえ、適正かつ適時に開示するための態勢を整備しているか。

⑥~⑦ (略)

(8) 【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、流動性リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領(以下「内部監査実施要領」という。)並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。 例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- 流動性リスク管理態勢の整備状況
- ・ 流動性リスク管理方針、流動性リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 流動性リスク管理システム の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った流動性リスク管理プロセスの適切性
- ・ 流動性リスク分析・評価方法、仮定等の妥当性
- ・ 流動性リスク計量方法 (手法、前提条件等) の妥当性 (流動性リスクを計量している場合)
- 流動性危機管理の有効性
- 流動性カバレッジ比率の算定プロセスの適切性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑨ (略)

3. (略)

Ⅱ. 各管理者による流動性リスク管理態勢の整備・確立状況

改定前

改定後

【検証ポイント】

(略)

1. 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・責任

- ① (略)
- ②【流動性リスク管理規程の内容】

流動性リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、流動性リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の役割・責任及び組 織に関する取決め
- ・ 流動性リスクに影響を与える要因の特定及び要因発生時の報告基 準に関する取決め
- ・ 流動性リスクの分析・評価方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する取決め
- ・ 資金繰りの逼迫度区分及び判定基準に関する取決め
- ・ 資金繰りの各逼迫度区分における管理手法、報告方法、決裁方法 及び対応策に関する取決め
- 流動性危機発生時の金融機関全体での対応策に関する取決め (新設)
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ③ (略)
- ④【流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者による 組織体制の整備】

(i)~(iii)(略)

(新設)

【検証ポイント】

(略)

- 1. 流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者の役割・責任
- ① (略)
- ②【流動性リスク管理規程の内容】

流動性リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、流動性リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 流動性リスク管理部門及び資金繰り管理部門の役割・責任及び組 織に関する取決め
- ・ 流動性リスクに影響を与える要因の特定及び要因発生時の報告基 準に関する取決め
- ・ 流動性リスクの分析・評価方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 流動性リスクの限度枠の設定に関する取決め
- ・ 資金繰りの逼迫度区分及び判定基準に関する取決め
- 資金繰りの各逼迫度区分における管理手法、報告方法、決裁方法 及び対応策に関する取決め
- ・ 流動性危機発生時の金融機関全体での対応策に関する取決め
- ・ 流動性カバレッジ比率の算定プロセスに関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め
- ③ (略)
- ④【流動性リスク管理部門の管理者及び資金繰り管理部門の管理者による 組織体制の整備】
- (i)~(iii)(略)
- (iv) 流動性リスク管理部門の管理者は、流動性カバレッジ比率を正確に算

改定前	改定後
(iv)_ ~(vii) (略) ⑤ (略)	<u>定する上で、プロセスを明確化した手順書等を定め、正確な元データを</u> <u>入手し、算定する態勢を整備しているか。</u> _(v)~(viii)(略) ⑤ (略)
2. ~3. (略)	2. ~3. (略)
Ⅲ. 個別の問題点	Ⅲ.個別の問題点
【検証ポイント】 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)	【検証ポイント】 ・ (略) ・ 本章においては、流動性カバレッジ比率について、「銀行法第 14 条の2の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」(平成26年金融庁告示第60号。以下「告示」という。)の定めるところにより、正確に算出されているかを検査官が検証するためのチェック項目を記載している。なお、本チェック項目により具体的事例を検証する際には、告示の他、監督指針等を踏まえる必要があることに留意する。 ・ (略) ・ (略)
1. ~2. (略)	1. ~2. (略)
(新設)	3. 流動性カバレッジ比率の算定の正確性 国際統一基準適用金融機関にあっては、以下の項目に留意して流動性カバ レッジ比率の算定を行うものとする。 ①【流動性カバレッジ比率の算式】 流動性カバレッジ比率は、告示第2条又は第8条の定めに従って算出

改定前	改定後
	<u>されているか。</u>
	②【算入可能適格流動資産の合計額】
	流動性カバレッジ比率の算式における算入可能適格流動資産の合計額
	は、告示第3条の定めに従って算出されているか。
	(i)レベル1資産は、告示第9条に掲げる要件を満たしているか。
	(ii) レベル2A資産は、告示第 10 条に掲げる要件を満たしているか。ま
	<u>た、以下の項目に留意しているか。</u>
	レベル2A資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期
	における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求
	められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分
	に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。
	(iii) レベル2B資産は、告示第 11 条に掲げる要件を満たしているか。ま
	<u>た、以下の項目に留意しているか。</u>
	レベル2B資産の判定においては、過去の市場流動性ストレス期
	における価格下落率若しくは担保掛目の下落幅を確認することが求
	められているが、例えば、債券の格付及び残存期間について、十分
	に細分化した上で判定を行うなど適切な確認を行っているか。
	(iv) レベル1 資産、レベル2 A 資産又はレベル2 B 資産が告示第 14 条の規
	定により、適格レベル1資産、適格レベル2A資産又は適格レベル2B
	資産として取り扱われる場合、告示第 15 条に定める自由処分性、第 16
	条に定める管理の適性性及び第 17 条に定める自由移動性の要件を全て満
	<u>たしているか。</u>
	③【純資金流出額】
	流動性カバレッジ比率の算式における純資金流出額は、告示第4条、
	第 18 条及び第 61 条の定めに従って算出されているか。
	<u>④【資金流出額】</u>
	告示第5条に定める資金流出額の算出にあたり、以下の項目に留意し
	<u>ているか。</u>
	(i) 告示第 21 条に定める「準安定預金」について、内部管理として追加的
	な区分を設定する必要があるか否か検討し、必要があると認められる場

改定前	改定後
	合には適切な区分を行っているか。また、過去の流動性ストレス期にお
	ける資金流出の割合の実績を踏まえた資金流出率の設定を行っている
	か。さらに、過去の流出率をそのまま適用することなく、現在の準安定
	預金の構成に当てはめた場合にも資金流出率が 10%を超える蓋然性が十
	分に低いか等について検証しているか。
	(ii) 金融機関が告示第 29 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特
	例を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、適格オペレーショ
	ナル預金の額の推計方法が適格業務要件、オペレーショナル預金要件、
	定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
	(iii) 金融機関が告示第 38 条に規定するシナリオ法による時価変動時所要追
	加担保額を用いて具体的な計算方法を定めている場合には、そのストレ
	ス・シナリオの設定及び金額の推計方法がストレス・シナリオの選定基
	準、定量的基準及び定性的基準を満たす形で設定されているか。
	(iv) 告示第 53 条に定める「その他偶発事象に係る資金流出額」について、
	内部管理を踏まえた適切な区分を行っているか。また、その適切性につ
	いて定期的な検証を行っているか。
	(v) 告示第 60 条に定める「その他契約に基づく資金流出額」について、流
	動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行っているか。ま
	<u>た、その適切性について定期的な検証を行っているか。</u>
	⑤【資金流入額】
	告示第6条に定める資金流入額の算出にあたり、以下の項目に留意し
	<u>ているか。</u>
	・ 告示第 73 条に定める「その他契約に基づく資金流入額」につい
	て、流動性リスク管理上の重要性を踏まえた適切な設定を行ってい
	るか。また、その適切性について定期的な検証を行っているか。
	⑥【使用の継続】
	告示第 35 条第 2 項のネッティング(資金流出額及び資金流入額の計算
	過程において、一定の額との相殺を行うことをいう。)の取扱いや、第29
	条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び第 38 条に規定す
	るシナリオ法を採用している場合にはそれらの取扱いなど、流動性カバ

改定前	改定後
	レッジ比率の計算方法に関して金融機関に一定の裁量が認められている
	場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した、かつ保守的
	な計算方法を採用しているか。
	⑦【その他の留意事項】
	(i) 告示第1条第 19 号に規定する「金融機関等」については、「流動性に
	係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者」を除くことと
	されている。この際、例えば、資金流出額を減少させることによって流
	動性カバレッジ比率を高めることを目的として、重要性が認められる者
	を意図的に「金融機関等」の定義から除外するなど不適当な取扱いを行
	っていないか。
	(ii)連結流動性カバレッジ比率の水準への影響が極めて小さい小規模の連
	結子法人等については、算入可能適格流動資産をゼロとするなど保守的
	であることが担保される場合に限り、簡便的な計算をすることも可能で
	ある。この際、例えば、連結総資産(連結総負債)に占める資産(負
	債)の割合が非常に大きな金融機関に対して当該計算を適用したり、オ
	フ・バランスシートにおいて多額の資金流出が見込まれるにも関わら
	ず、これを考慮しないまま小規模の連結子法人等であるとして当該計算
	を適用するなど不適当な取扱いを行っていないか。
	(iii)「過去の流動性ストレス期」の判定においては、2007年以降(我が国に
	おいては、2008年以降)まで遡ることを基本としつつ、可能な範囲で
	1990 年代後半のデータ等を参照することとされている。この際、データ
	が入手可能であり、かつ過去の流動性ストレス期としての要件を満たしていた。
	ていた時期について、適切に判定の対象として含めているか。